

八 尾 市 分 別 収 集 計 画

(第 1 1 期)

令和 7 年 1 0 月

[目 次]

項	目	ページ
1	計画策定の意義	1
2	計画の基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	4
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

1 計画策定の意義

私たちが生活し、活動をしていく限り、必ず「資源（もの）」を消費し、それが不要となった時点で廃棄物となります。

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という経済活動やライフスタイルは、大気汚染や水質汚濁などを引き起こしてきました。また、地球温暖化や資源の枯渇といった地球規模の環境問題となっています。

ごみの処理が環境に与える影響を最小限にしていくことは、地域のみならず地球規模での課題となっています。

今後のごみ問題は、環境への負荷の軽減と資源の循環を最優先にした、「環境にやさしい処理システム」の整備を中心とするものでなければなりません。また、最終的に処分する際も環境への負荷の低減を目指した「適正処理」を行うことが不可欠です。

これらを踏まえ、令和3年3月に令和3年度から令和10年度までの8年間における、本市のごみの減量化やごみ処理施策の総合的・計画的な推進の基本となる「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を策定し、令和6年度においては中間見直しを行いました。この基本計画に基づく各種施策の実施による、ごみの減量及び適正処理を推進し、環境にやさしい循環型都市を目指したごみの減量・資源化への取り組みを進めています。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、再資源化を進め、最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者及び行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画の推進により、資源投入量の抑制及び容器包装廃棄物の再資源化を推進するとともに、最終処分場の延命化が図られるものです。

2 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- ・ごみの減量・資源化のために、市民・事業者・行政が協働で取り組み、相互理解を深めるとともに、協力体制を整備し、環境にやさしいコミュニティを形成していけるように、ごみ減量推進員制度の充実、市民と行政との情報交流の活性化、事業者と行政との情報交換や情報発信の充実を図ります。
- ・海洋プラスチックごみ問題が世界的に懸念されており、本市においても、「やおプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、プラスチックごみの削減に向けた取組を拡大し、なるべくごみを出さないライフスタイルへの転換を図ります。
- ・市民がごみの減量やリサイクルに積極的に取り組めるよう、環境教育や環境学習の充実を図ります。また、環境教育や環境学習を通じて、子どもから高齢者まで、環境に対する意識の向上を図ります。特に本市の未来を担う子どもに対しては、学校教育における「総合的な学習の時間」等を活用し、学校と地域との連携を図り、体系的な環境教育を推進します。
- ・部品の共有化、長期確保、販売店における修理カウンターの整備等、製品の修理体制の整備を事業者に求め、資源を有効活用した事業者の活動内容について、市民に情報発信を行います。また、資源回収の促進を図るため、スー

パー等へ店頭回収の協力を求めるとともに、店頭回収実施店に関する情報を市民へ発信し、回収への協力を呼びかけます。市は、公共施設等における回収拠点の整備に努めます。

- ・町会、こども会等が実施している集団回収について、より意欲的な活動を継続できるよう充実したサポートを行います。また、ごみの減量・資源化に関する模範的な活動を行っている個人・団体に対して、表彰や活動紹介を行うなど、市民の自主的な活動に対する支援を行います。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年目に改定します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、主としてスチール製の容器（以下「スチール製容器」という。）、主としてアルミニウム製の容器（以下「アルミ製容器」という。）、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他の色のガラス製容器、主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。以下「紙パック」という。）、主として段ボール製の容器（以下「段ボール」という。）、主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器包装であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの（以下「ペットボトル」という。）、主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（以下「その他のプラスチック製容器包装」という。）を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	13,940 t	13,858 t	13,777 t	13,697 t	13,616 t

【内訳】

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
スチール製容器	168 t	167 t	166 t	165 t	164 t
アルミ製容器	83 t	83 t	82 t	82 t	81 t
無色のガラス製容器	197 t	196 t	195 t	194 t	192 t
茶色のガラス製容器	336 t	334 t	332 t	330 t	329 t
その他の色のガラス製容器	389 t	387 t	384 t	382 t	380 t
紙パック	383 t	381 t	378 t	376 t	374 t
段ボール	1,909 t	1,898 t	1,887 t	1,876 t	1,865 t
その他の紙製容器包装	3,070 t	3,052 t	3,034 t	3,016 t	2,999 t
ペットボトル	1,081 t	1,075 t	1,068 t	1,062 t	1,056 t
その他のプラスチック製容器包装	6,324 t	6,287 t	6,251 t	6,214 t	6,178 t
うち白色発泡スチロール製食品トレイ	13 t	13 t	13 t	13 t	13 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施します。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生資源事業者及び行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ります。

方 策 名	事 業 内 容
販売店、事業所との協働	SDG s（持続可能な開発目標）の理念に基づいた循環型社会の実現に向け、「やおプラスチックごみゼロ宣言」を行いました。市内小売店とともに、ごみの減量・資源化に積極的に取り組んでいけるよう、ごみの減量やリサイクルの普及・啓発活動に取り組みます。 ・簡易包装の実施、代替素材の使用等、プラスチックごみを発生させない販売方法の展開 ・使い捨て容器の使用の自粛 ・ペットボトル、紙パック、トレイ、空き缶、あきびん等の回収の実施 ・その他のごみ減量・リサイクル活動として認められる事業
集団回収（支援制度）	住民団体による集団回収において、住民団体への奨励金の交付、結束用紙ひもの支給などの支援等を行うことにより、ごみの排出抑制の効果の拡充を図ります。 ○回収品目例 ・新聞紙、雑誌（雑がみを含む）、段ボール、紙パック ・アルミ製容器、スチール製容器 ・古布類
メディアを用いた方策	各種メディアを用いた啓発活動を実施します。 ・広報誌にごみの減量化・リサイクルに関する啓発記事を掲載 ・ごみ収集カレンダーの作成及び配付 ・ごみの減量化・リサイクルに関する啓発チラシの作成及び配付 ・ホームページやスマートフォンアプリにてごみの分別排出の方法を啓発
環境教育の実施	・環境教育のためのパンフレットを作成し、配付します。 ・環境学習講座の開催
学習プラザの活用	環境学習の場及び環境問題の情報発信拠点として活用します。
指定袋制	ごみの排出については、市の指定する袋での排出を求めることで、ごみの減量及び分別の徹底を図ります。
ごみ減量推進員制度	ごみ減量推進員を委嘱し、市民と行政との情報交流や意見交換の活性化を図ることにより、地域におけるごみの発生抑制、再生利用等の活動を推進します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

また、市民の協力度、市の有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る区分は下表右欄のとおりとします。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分	分別収集開始時期
スチール製容器	資源物	昭和55年 7月
アルミ製容器	資源物	昭和55年 7月
無色のガラス製容器	資源物	昭和59年 3月
茶色のガラス製容器		
その他の色のガラス製容器		
紙パック	集団回収（牛乳パック）	昭和55年 7月
段ボール	集団回収（段ボール）	昭和55年 7月
ペットボトル	ペットボトル	平成 9年10月（拠点回収） 平成21年10月（分別収集）
その他のプラスチック製容器包装	容器包装プラスチック	平成21年10月

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で

定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
スチール製容器	106 t		106 t		105 t		105 t		104 t	
アルミ製容器	75 t		75 t		74 t		74 t		74 t	
無色のガラス製容器	(合計) 90 t		(合計) 89 t		(合計) 89 t		(合計) 88 t		(合計) 88 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 90 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 89 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 89 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 88 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 88 t
茶色のガラス製容器	(合計) 122 t		(合計) 121 t		(合計) 120 t		(合計) 120 t		(合計) 119 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 122 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 121 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 120 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 120 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 119 t
その他の色のガラス製容器	(合計) 424 t		(合計) 421 t		(合計) 419 t		(合計) 416 t		(合計) 414 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 424 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 421 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 419 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 416 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 414 t
紙パック	33 t		33 t		33 t		32 t		32 t	
段ボール	1,162 t		1,155 t		1,148 t		1,141 t		1,135 t	
その他の紙製容器包装	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t
ペットボトル	(合計) 617 t		(合計) 614 t		(合計) 610 t		(合計) 606 t		(合計) 603 t	
	(引渡) 617 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 614 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 610 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 606 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 603 t	(独自処理) 0 t
その他のプラスチック製容器包装	(合計) 2,019 t		(合計) 2,007 t		(合計) 1,996 t		(合計) 1,984 t		(合計) 1,972 t	
	(引渡) 2,019 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 2,007 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 1,996 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 1,984 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 1,972 t	(独自処理) 0 t
(うち白色発泡スチロール製食品トレイ)	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で

定める物の量の見込みの算定方法

令和3年度始期の「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」における数値目標より、「ペットボトル」、「その他のプラスチック製容器包装」の見込み量を決定するものとします。なお、その他の分別項目についても同様に、「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」の数値目標と収集実績を参考に、直近年度の収集実績に人口変動率を乗じ、算定するものとします。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を維持し、引き続き取り組んでいきます。

また、現在町会（自治会）や市民団体等による集団回収が進んでいるスチール製容器・アルミ製容器・紙パック・段ボールについては、引き続きこれらの団体が集団回収を実施することを奨励します。

容器包装廃棄物の種類		収集にかかる分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	資源物	市による定期収集 住民団体による集団回収	市 再生資源事業者
	アルミ製容器	集団回収（スチール缶） 集団回収（アルミ缶）		
ガラス	無色のガラス製容器	資源物	市による定期収集	市
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	紙パック	集団回収（牛乳パック）	住民団体による集団回収	再生資源事業者
	段ボール	集団回収（段ボール）	住民団体による集団回収	再生資源事業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	公共施設拠点回収 市による定期収集	市
	その他のプラスチック製容器包装	容器包装プラスチック	市による定期収集	市

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・びんについては、当市のリサイクルセンターで選別・圧縮・保管を行い、再生資源業者に引き渡します。

ペットボトル・その他のプラスチック製容器包装は同施設で圧縮・梱包機にて処理・保管を行い、指定法人に引き渡します。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収 集 容 器	収 集 車	中 間 処 理
スチール製容器	資源物	袋	パッカー車	リサイクルセンター （選別・圧縮施設）
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	資源物	袋	パッカー車	リサイクルセンター （選別・圧縮施設）
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
紙パック	集団回収（牛乳パック）	縛る	平ボディ車または パッカー車	再生資源事業者 ストックヤード
段ボール	集団回収（段ボール）	縛る	平ボディ車または パッカー車	再生資源事業者 ストックヤード
ペットボトル	ペットボトル	回収ボックス、 袋	パッカー車	リサイクルセンター （選別・圧縮・梱包 施設）
その他のプラスチック製容器包装	容器包装プラスチック	袋	パッカー車	リサイクルセンター （選別・圧縮・梱包 施設）

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 適正な分別収集を実施するため、市民に向けて容器包装廃棄物の正しい排出についての周知を図り、異物等の混入の低減に努めます。
- ・ 地域と行政とのパイプ役となる「ごみ減量推進員」との更なる連携強化を図りながら、地域への情報提供や市民との意見交換による情報の共有をおこなうことにより、分別収集に関する市民意識の向上に努めます。

- ・ 集団回収については、回収量が本市の資源化量の多くを占めていることから、引き続き奨励金制度と結束用ひもの支給を継続することにより、地域の集団回収への取り組みの促進を図ります。

【参考】

分別収集に必要な施設計画（排出段階）

施設の種別	対象とする容器包装 廃棄物等の種類等	施設等の仕様（形状、形式、能 力、数量等）及び整備計画	管理主体 等	参考欄（現有施設状況）
1. 排出容器				
1.1 透明合成樹脂袋	a. 資源（スチール製容器、アルミ製容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器）	（仕様） 材質：樹脂製 容量：35 リットル （整備計画） 整備済	住民	・平成8年10月から資源として収集実施
	b. ペットボトル c. その他のプラスチック製容器包装	（仕様） 材質：樹脂製 容量：45 リットル （整備計画） 整備済	住民	・平成21年10月からペットボトル、容器包装プラスチックとして収集実施
1.2 結束用ひも	d. 集団回収（紙パック、段ボール）	（仕様） 材質：再生紙 長さ：500m （整備計画） 整備済	住民	・住民団体が分別して集団回収
1.3 回収ボックス	e. ペットボトル	（仕様） 材質：スチール製 容積：700mm×450mm×800 mm （整備計画） 整備済	市	・平成8年10月からペットボトルとして拠点回収
2. 排出場所				
2.1 自宅前（一部、ステーション有）	a. 資源（スチール製容器、アルミ製容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器） b. ペットボトル c. その他のプラスチック製容器包装 d. 集団回収（紙パック、段ボール）	従来の排出場所を利用	住民	・ごみ減量推進員が指導
	e. ペットボトル	市内の公共施設を利用	市	・市内16箇所

分別収集に必要な施設計画（運搬段階）

施設の種別	対象とする容器包装 廃棄物等の種類等	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄（現有施設状況）
1. 専用車輛				
1.1 パッカー車	a. 資源（スチール製容器、アルミ製容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器）	（仕様） 積載量：2 t または 4 t ボディ容積：4 m ³ または 6 m ³ （整備計画） 整備済	市	・資源として混合収集
	b. ペットボトル	（仕様） 積載量：2 t または 4 t ボディ容積：4 m ³ または 6 m ³ （整備計画） 整備済	市	・ペットボトルとして収集
	c. その他のプラスチック製容器包装	（仕様） 積載量：2 t または 4 t ボディ容積：4 m ³ または 6 m ³ （整備計画） 整備済	市	・容器包装プラスチックとして収集
	e. ペットボトル（拠点収集）	（仕様） 積載量：2 t または 4 t ボディ容積：4 m ³ または 6 m ³ （整備計画） 整備済	市	・ペットボトルとして収集

分別収集に必要な施設計画（中間処理段階）

施設の種別	対象とする容器包装 廃棄物等の種類等	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄（現有施設状況）
1. 再生施設				
1.1 リサイクルセンター	a. 資源（スチール製容器、アルミ製容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器）	（整備計画） 策定済 主要機器：ベルトコンベア、磁選機、アルミ選別機、圧縮機、ストックヤード	市	・能力：14 t/日
	b. ペットボトル	（整備計画） 策定済 主要機器：ベルトコンベア、圧縮・梱包機、ストックヤード	市	・能力：2 t/日
	c. その他のプラスチック製容器包装	（整備計画） 策定済 主要機器：ベルトコンベア、圧縮・梱包機、ストックヤード	市	・能力：10 t/日
	e. ペットボトル（拠点収集）	（整備計画） 策定済 主要機器：ベルトコンベア、圧縮・梱包機、ストックヤード	市	・能力：2 t/日

八尾市分別収集計画（第 1 1 期）（刊行物番号 R 7－1 1 3）

令和 7 年 1 0 月発行

編集／発行 八尾市 環境部 循環型社会推進課

所在地 八尾市高美町 5 丁目 2 番 2 号

TEL （0 7 2）9 2 4－3 8 6 6（直通）

FAX （0 7 2）9 2 3－7 1 3 5